

# 大山街道景観形成協議会規約

## 第1章 協議会

### (目的)

第1条 この大山街道景観形成協議会規約(以下「規約」という。)は、川崎市都市景観条例第16条に基づき、良好な都市環境及び生活環境の実現並びに市民文化の向上に資することを目的として、大山街道都市景観形成地区(以下「景観形成地区」という。)に設立する協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会の名称は、大山街道景観形成協議会(以下「協議会」という。)とする。

### (事務所の所在地)

第3条 協議会の事務所は、川崎市高津区溝口3-11-15に置く。

### (活動の内容)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について活動する。

- (1) 景観形成地区における都市景観形成方針案及び基準案の作成及び変更に関し協議すること。
- (2) その他の都市景観の形成の推進に関すること。

### (協議会)

第5条 協議会には、役員会、溝口部会及び二子部会を設置する。また、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

- 2 溝口部会及び二子部会にはそれぞれ溝口部会幹事会及び二子部会幹事会を設置する。
- 3 溝口部会、二子部会及び専門委員会は、活動の内容を役員会に報告する。
- 4 協議会は、景観形成地区内の情報共有を目的として、全体会合を開催することができる。
- 5 第1項、第2項及び第4項の各会合は、必要に応じて、専門家、行政及び関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (会員)

第6条 協議会会員(以下「会員」という。)は、景観形成地区内の川崎市都市景観条例第15条第1項に規定する関係住民のうち、協議会への参加を希望し協議会の目的、規約等に同意する者とする。

- 2 会員は、溝口部会又は二子部会のいずれかに属する。

( 準会員 )

第 7 条 前条の会員のほか、溝口又は二子の町会会員で、協議会の目的、規約等に同意する者は、準会員として、入会することができる。

2 準会員は、溝口部会又は二子部会のいずれかに属する。

( 役員 )

第 8 条 役員は、会員の互選により、会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名、溝口部会及び二子部会の部会長各 1 名及び副部会長各 2 名並びに地区代表委員数名を置くものとする。

但し、各部会の部会長は、原則として協議会の副会長を兼ねるものとする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 事務局長は、協議会の運営に関する事務を行う。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

7 地区代表委員は、景観形成地区内の担当する地区のことその他の日常的な事務並びに会長及び部会長との連絡調整を行う。

8 地区代表委員は、他の役員を兼任することができる。

9 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

( 全体会合 )

第 9 条 全体会合は、役員を選任又は景観形成地区内の情報共有について開催する。

2 全体会合は、以下の事項について議決する。

(1) 役員を選任

( 全体会合の議事 )

第 10 条 会議は、会員の 3 分の 2 の出席により成立し、代理人又は委任状を提出した者を出席者と認めるものとする。

2 議事は、出席会員の 3 分の 2 の賛成により議決し、代理人又は委任状による表決を認めるものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の代理人は、会員と同一の世帯に属する者に限るものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の委任状については、会議に出席できない会員が委任状により、他の会員の出席者に表決を委任することができるものとする。

( 役員会 )

第 11 条 役員会は、景観形成地区における都市景観形成方針案及び基準案の作成又は変更に関し協議することその他都市景観の形成の推進に関することについて活動する。

2 役員会は、会長が召集する。

3 役員会の議長は、会長又は会長が指名した者が行うものとする。

4 役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 都市景観形成方針案及び基準案の作成又は変更
- (2) 規約の変更等
- (3) 役員（地区代表委員に限る）の選任
- (4) 協議会の活動及び運営に関する事項
- (5) 全体会合の開催
- (6) その他都市景観の形成の推進に関すること

（役員会の議事）

第 12 条 役員会の議決に関する事項は、第 10 条に準ずる。

（専門委員会）

第 13 条 専門委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

（入会）

第 14 条 協議会に入会しようとする者は、任意の書面により入会の意思を部会長に申し込むことができる。

2 部会長は、前項による申し込みがあったときは、部会幹事会の議を経て、入会する旨又はしない旨を速やかに本人に通知する。

（退会）

第 15 条 会員及び準会員は、任意の書面により、退会の意思を部会長に提出し退会することができる。

（会員及び準会員資格の喪失）

第 16 条 会員及び準会員は、前条の退会届を受理されたとき、次条により除名されたとき又は地区外への転居や権利の喪失など会員及び準会員要件を失ったときは、その資格を喪失する。

（除名）

第 17 条 協議会は、会員及び準会員がこの規約等に著しく違反したとき又はこの協議会の名誉を傷つけ若しくは目的に反する行為をしたときは、部会幹事会の議決により、これを除名することができる。

## 第 2 章 部会

（溝口部会及び二子部会）

第 18 条 溝口部会及び二子部会（以下「部会」とする。）は、溝口及び二子の各地区における都市景観の形成の推進に関することについて活動する。

- 2 部会は、部会長が召集する。
- 3 部会の議長は、部会長又は部会長が指名した者が行うものとする。
- 4 部会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 都市景観の形成の推進に関する部会の活動として、役員会に報告する事項

(溝口部会幹事会及び二子部会幹事会)

第 19 条 溝口部会幹事会及び二子部会幹事会（以下「幹事会」という。）は、部会の活動及び運営に関する事項の執行及びその他会務の遂行に必要な事項に関することについて活動する。

- 2 幹事会は、部会長、副部会長及びその部会に属する地区代表委員で構成される。
- 3 幹事会は、部会長が召集する。
- 4 幹事会の議長は、部会長又は部会長が指名した者が行うものとする。
- 5 幹事会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 会員及び準会員の入会、退会、会員資格の喪失及び除名

(部会及び幹事会の議事)

第 20 条 部会及び幹事会の運営及び議決に関する事項は、第 10 条に準ずる。

#### 付 則

この規約は、平成 17 年 2 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。